

地理空間情報活用推進基本計画案の概要

第Ⅰ部 地理空間情報の活用の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 地理空間情報の活用推進の意義

- ・ 地理情報システム（GIS）と衛星測位は、様々な事象に関する情報を位置や時刻と結びつけ、情報通信技術（ICT）を利用して取得、管理、分析、表現することにより、我々の行動選択の判断材料となる的確な情報を提供するツール
- ・ GISと衛星測位を利用して地理空間情報を高度に活用していくことが、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で極めて重要

2. 目指すべき姿 —「地理空間情報高度活用社会」の実現—

- ・ 国土の利用、整備及び保全の推進等
- ・ 行政の効率化・高度化
- ・ 国民生活の安全・安心と利便性の向上
- ・ 新たな産業・サービスの創出と発展

3. 現状の課題

- ・ 地理空間情報の整備・提供・流通の促進
- ・ 地理空間情報の重ね合わせと
基盤地図情報の整備・更新・提供
- ・ 衛星測位に係る研究開発、技術実証・利用実証の推進
- ・ 産学官の連携の強化

4. 計画の重点施策及び効果的推進

<計画に掲げる施策の重点>

- ・ 地理空間情報の整備・提供・流通に関する指針を概成し、地理空間情報の提供・流通を促進
- ・ 基盤地図情報の整備・提供を推進
- ・ 衛星測位の高度な技術基盤を確立して利用を推進
- ・ 地理空間情報の活用推進に関する産学官連携を強化

<計画期間> 5 年

<計画の効果的推進>

- ・ 地理空間情報に関する総合的かつ体系的な基盤の構築
- ・ 法制上の措置等
- ・ 各種計画との連携
- ・ 計画のフォローアップ

第Ⅱ部 今後の地理空間情報の活用の推進に関する施策の具体的な展開

第1章 地理空間情報の活用の推進に関する全般的施策

1. 関係主体の推進体制の整備と連携の強化

- (1) 政府が一体となった施策の推進とその体制整備（戦略的体制とその運営の在り方の検討 等）
- (2) 国と地方公共団体の連携・協力
- (3) 産学官の連携（地理空間情報産学官連携協議会（仮称）の設置 等）

2. 調査・研究等の実施

3. 知識の普及等

4. 人材の育成

5. 行政における地理空間情報の活用

6. 国際協力の推進

第2章 地理情報システム(GIS)に関する施策

1. 地理空間情報の整備・提供に関する基準等の策定・普及

- (1) 地理空間情報の標準化（ISO規格のJIS化 等）
- (2) 地理空間情報全般の整備・更新・提供・流通に関するルール等（提供・流通に関するガイドラインの策定 等）
- (3) 基盤地図情報の整備のための基準等（公共測量作業規程準則の見直し 等）

2. 地理空間情報の整備・更新・提供の推進

- (1) 地理空間情報全般の整備・更新（主題図、地名情報等の整備 等）
- (2) 基盤地図情報の整備・更新
 - ① 国、地方公共団体等による基盤地図情報の整備・更新
 - ② 地籍調査、登記所備付地図等の電子化の推進
 - ③ 民間測量成果の活用方策の検討
 - ④ 基準点情報の維持管理等
 - ⑤ 地域の実情に即した整備・更新・提供体制の検討
- (3) 地理空間情報の提供・流通
 - ① 地理空間情報全般の提供・流通（インターネットを通じた計画的提供 等）
 - ② 基盤地図情報の提供（ワンストップの提供サービスの実施 等）
 - ③ 基盤地図情報の整備・更新に関する情報提供

3. 地理情報システムの活用の促進

- (1) 国における地理情報システムの活用
- (2) 地方公共団体等における地理情報システムの活用の促進
- (3) 地図関連業務における基盤地図情報の利用

4. 個人情報の保護等の地理空間情報の活用にあたって配慮すべき事項

- (1) 個人情報の保護
- (2) データの二次利用
- (3) 国の安全に及ぼす影響

第3章 衛星測位に関する施策

1. 信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保するための衛星測位に係る連絡調整等

- (1) 全地球的にわたる衛星測位に関するシステム運営主体との連絡調整（日米GPS全体会合の開催 等）
- (2) 衛星測位の利用環境の向上に資する情報提供等

2. 衛星測位に係る研究開発の推進等

- (1) 衛星測位に係る研究開発の基本的考え方
- (2) 衛星測位に係る基礎的・基盤的な研究開発等の推進
- (3) 準天頂衛星システム計画の推進
（国と民間の協力により計画を推進、研究開発・第1段階（技術実証・利用実証）・第2段階（システム実証））
- (4) 衛星測位の利用の促進
 - ① 国における取組
（国の機関等による衛星測位の利用、衛星測位の利用のための情報提供）
 - ② 地方公共団体及び民間における衛星測位の利用

地理空間情報とは、位置の情報（時刻に関する情報を含む）と、位置の情報に関連付けられた様々な事象に関する情報
地理情報システム（GIS）とは、デジタル化された地理空間情報を電子地図上で一体的に処理して視覚的な表現や高度な分析を行う情報システム
衛星測位とは、人工衛星から発射される信号を用いてする位置の決定及び当該位置に係る時刻に関する情報の取得並びにこれらに関連付けられた移動の経路等の情報の取得